

# 令和7年度税制改正提言事項 (税制改正に関する検討テーマ)



一般社団法人 山口県法人会連合会

会 長 平 岡 英 雄

税制委員長 櫻 井 正 明

## 税制委員会構成委員

役 職	氏 名	所属法人会
担当副会長	田 村 充 正	萩法人会
委 員 長	櫻 井 正 明	宇部法人会
副委員長	西 村 公 作	柳井法人会
委 員	岡 本 栄	山口法人会
委 員	西 山 隆 宏	岩国法人会
委 員	岡 寺 信 政	徳山周南法人会
委 員	東 亮 介	光・熊毛郡法人会
委 員	杉 山 満 男	防府法人会
委 員	島 津 博 行	厚狭法人会
委 員	山 田 忠 美	下関法人会
委 員	岡 村 節 子	長門法人会
委 員	田 中 義 一	萩 法人会

### 1. 税制提言の基本方針

本税制改正要望は、中小企業の活性化と活力ある持続可能な社会の構築に寄与するため、実現可能な望ましい税制のあり方について提言することを目的とする。

### 2. 実現可能な税制提言

提言した税制改正事項は、提言活動での要望に止めず、早期の実現に向け継続的に情報発信を行い、経済団体として地位の確保に努める。

○令和7年度税制改正に関する検討テーマ

		課題
基本的な課題	税・財政改革のあり方	<p>税制全般に関する提言</p> <p>① 税制の基本原則は「公平性・中立性・国民の理解が得られる簡素な税制」であり、財源調達機能という租税の目的を達成するためには、景気回復などの経済政策、少子高齢化への対応、所得再分配などの社会環境に即応する様々な政策を考慮しつつその時代に適した税制を構築していくべきである。年金・医療・介護などの社会保障費の急激な増加や労働人口の減少等で深刻な財源不足に陥っており、財政の健全化を推進するには所得・消費・資産のバランスのよい課税を行っていくべきと考える。</p> <p>② 法人所得課税においては、急速な経済のグローバル化により、日本企業も国内市場だけでなく世界的な市場を見据えて経済活動を行っており、日本企業の国際競争力を削ぐことのないように配慮するとともに、企業の経済活動に関わる税制の検討に際しても公平性や中立性を尊重すべきであると考えます。</p>
	行政改革の徹底	<p>① 税制の仕組みは複雑で理解が困難である。正しく適切な納税のためにも、納税者が理解しやすいできるだけ簡素なものに改善していただいたい。「よりシンプルな税制」をテーマに議論を深めていただいたい。</p> <p>② 税制の3原則の「公平・中立・簡素」が「複雑・不平等」と感じられることが多々ある。簡素で、公平な負担を回っていただいたい。</p>
	マイナンバー制度等	<p>① マイナンバーカード利用促進の為、ポイントの交付で留まらず、継続して減税制度や優遇策を確立して欲しい。</p>
	経済活性化と中小企業対策	<p>中小企業の活性化に資する税制措置</p> <p>① 事業用生産設備等に対する税制優遇措置や雇用の増加に対する税制優遇措置に積極的に取り組んで欲しい。</p> <p>② 設備投資に対する助成金の範囲の拡大と、手続きが煩雑で使いにくいという声が多く聞かれる為もっと簡素化して使いやすい制度にして欲しい。</p>
	事業承継税制の拡充	<p>① 現行の事業承継税制の廃止と事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設を求める。</p> <p>② 中小企業経営者の事業承継にあたり、事業用資産、取引相場の</p>

		<p>ない株式の相続、贈与税の廃止を求める。両資産は、事業継続に必要な資産であって、いわゆる個人資産とは性格を異にするものである。</p> <p>② 中小企業経営者の事業承継にあたり、事業の継続性を確保する観点からも、事業用資産や取引相場のない株式の相続、贈与税を対象外にするべきである。</p> <p>④ 事業承継税制は複雑すぎて利用し辛い。</p>
	消費税への対応等	<p>① 消費税の軽減税率税度は低所得者の逆進性対策として導入されたものの負担軽減が限定的であり、逆に消費の多い高所得者層に負担軽減効果を与えてしまい本来の機能を果たしているとは言えず、またインボイス制度の実施により事業者には大きな事務負担を課していることから、税率は単一税率とし事務処理を軽減し効率化を図ることが必要であると考えます。</p> <p>② インボイス制度導入後、適格請求書の発行登録をしていない事業者に対し、取引先からの値下げの強制やインボイス登録確認の問い合わせが増加しており、今後も継続するものと考えられる。適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入経過措置について、令和 11 年 9 月 30 日の期限に関わらず当面の間継続するとともに、税額控除の割合を現行の 80%を継続するべきである。</p> <p>③ インボイス制度導入に関して免税事業者が商取引から排除される懸念が払拭できない。全ての事業者を課税事業者とした上で、事業者免税制度を廃止し新たな事業者申告不要制度を導入すべきである。</p>
地方のあり方	地方創生	<p>① 空き家の増加は、倒壊や放火、環境衛生や防犯上の問題を引き起こすだけでなく、土地の有効利用を阻害する事にもなり、空き家で利用価値のない家屋を解体した場合の相続税、固定資産税の軽減や再利用のため取得し、再生して居住用若しくは事業用に供した場合の固定資産税の軽減措置を創設し、空き家問題解消に努めるべきである。また、地方では地価と解体費用との関係で都市部と比べて解体が進みにくい為、更なる税負担の軽減が必要である。</p> <p>② Uターン／Iターンに対する税優遇の推進により、定着人口の増加を図る。</p>
	財政・行政の効率化等	<p>① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲を進める為に地方財源の充実を求める。</p> <p>② 中央官庁の地方移転の促進。</p>

税 目 別	法人税関係	役員給与の損金算入の拡充等	<p>① 現行の役員給与税制は、損金算入される役員給与を「定期同額」「事前確定」「業績連動」に限定している上、当該給与に該当する場合でも「不相当に高額な部分」は損金不算入とするいわば原則損金不算入の規定となっている。会社法上は、役員の職務執行対価として受ける財産上の利益は報酬であり企業会計上も費用処理が認められており、恣意性のないものについては損金算入すべきである。</p> <p>② 役員退職給与については、不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入されないところ、その不相当に高額か否かの判断は、同規模同業種の法人における役員退職給与の支給状況から判断されている。しかしながら、納税者が役員退職給与を支給する際に、同業類似法人の支給状況を把握することは困難であり、税務調査等において国税当局が集計した情報で一方向的に判断されている。行政機関等が保有する情報については匿名加工情報制度による第三者提供や行政情報のオープン化が行われており、国税庁が保有する役員退職給与に関する情報について、納税者に対し情報提供を行うべきである。</p> <p>③ 本来役員報酬は職務執行の対価であり、原則として損金算入が認められるべきものであるが、現在の税法は、一定の枠内に収まるものだけを損金として認める規定となっており、非常にいびつな制度となっていると考える。最近の経済環境の変化に対応できる、時代にあった柔軟な制度にするべきである。</p> <p>④ 繰戻し還付制度は、欠損金の繰越制度と同様に、継続企業に対して、便宜上事業年度単位で課税していることの歪みを是正し、公平な課税を図るための措置であるから、青色申告書を提出する法人が、繰り戻して法人税額の還付を遡って請求できる期限を現行1年から3年間に延長すること。 従って、欠損金の発生原因を問わず全ての欠損金について、繰戻し還付の対象となる期間を3年間とするべきである。</p>
	個人所得税	所得税のあり方	<p>① 令和6年度の改正で、児童手当の拡充が図られ16～18歳についても児童手当が支給され所得制限も撤廃されたが、年少扶養親族の扶養控除は平成22年改正で廃止されたままであり扶養控除復活を行うべきである。</p> <p>② 所得税確定申告期限は3月15日と諸外国と比べ申告期限が短く、納税者にとって事務負担となっている上、消費税の軽減税率・インボイス制度導入により更なる過度の事務負担となっており、申告期限を1か月程度後ろにずらすか、せめて消費税の</p>

			<p>申告期限である3月31日にすべきである。</p> <p>③ 所得税は、各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算して確定申告により税金を納める総合課税が原則です。この所得から、①非課税所得、②源泉徴収だけで課税が完結する所得は申告の要否の判定上の「所得金額の合計額」に含まれないと規定されています。(所得税法基本通達120-1, 121-6) 上記の規定からすると、源泉徴収で完結された退職所得金額は②に該当するため。基礎控除額の合計所得から除外するのが相当と判断されるため、見直しを求めるものです。</p> <p>④ 配偶者控除や配偶者特別控除の計算においては、配偶者などの年間所得額を確認する必要があり、現行の納付期限である1月10日または20日では手続きが困難なことが多々あり、納付時期の見直しをすべきである。</p> <p>⑤ 少額減価償却資産(取得価格30万未満)については、全額損金算入を認めるべきである。</p> <p>⑥ 配偶者控除を撤廃することにより扶養の範囲内(103万、130万の壁)を気にすることなく働ける。社会保険に加入することにより、賃金アップによる収入増にも対応し、将来的にも年金が安定する。雇用側にとっても、社会保険等の負担増にはなるが、労働力の確保ができる。</p> <p>⑦ サラリーマンの源泉徴収制度はやめてほしい。すべての納税者が申告納税制度にすべきである。国民一人一人の意識を改革すべきであり、徴収から納税へ変更すべきである。</p>
		各種控除制度の見直し等	① 居住用財産の課税価格について、居住用土地には特例があるものの家屋には適用がなく、一定の条件の下に課税価格の特例適用を認めるべきである。
税目別	相続税・贈与税関係	相続税・贈与税	<p>① 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げを求める。</p> <p>② 相続税の基礎控除などについて、相続税については、基礎控除額が減額されて以後、申告件数が増加し、事業承継の場合も含めて税負担が増加している状況である。基礎控除額を改正前の5000万円に戻すべきだと考える。</p> <p>③ 同族会社のオーナー貸付金については、債務者である同族会社が債務超過に陥っている場合、回収見込額が額面額を下回るにもかかわらず額面評価されてしまい時価評価と乖離している。よって、相続開始の日の3年前の日の属する事業年度から引き続き債務超過であり課税所得がマイナスの場合は、純資産額の</p>

			マイナス部分を被相続人からの借入金から減額評価する等の措置を導入してはどうか。
税目別	地方税関係	固定資産税の抜本的見直し等	<p>① 固定資産税、都市計画税の評価方法並びに課税対象範囲の見直しが必要である。土地、建物に限定し、事業者が事業の用に供する固定資産で特に機械装置や器具備品など経営上必要不可欠なものには課税しないほしい。</p> <p>② 固定資産税に関する償却資産（事業用資産）への課税廃止を求める。</p> <p>③ 居住用財産の課税価格について、居住用土地には特例があるものの家屋には適用がなく、一定の条件の下に課税価格の特例適用を認めるべきである。</p> <p>④ 償却資産税の申告の際、所得税及び法人税において損金算入されている30万円未満の少額減価償却資産について課税されている。制度の簡素化を図る観点からも課税対象から除外すべきである。</p>
その他		震災復興等/環境問題に対する税制上の対応/租税教育 等	<p>① 印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める間接税に近い流通税と説明されている。しかし、取引が不調に終わった場合でも作成された文書には課税されること、契約文書がない取引も多々あること、電子契約には課税されないこと等、課税根拠としての十分な担税力を認識できないのが現状であり、廃止すべきである。</p> <p>② 税務調査手続は、平成23年12月改正において調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め税務職員の説明責任を強化することを目的として法令上明確化された。しかしながら、現在調査の事前通知は電話により行われており、これにより「言った言わない」のトラブルが多く発生している。無用なトラブルを避ける意味での事前通知は書面又は e-tax 等の電磁的記録で実施すべきである。</p> <p>③ 令和6年4月1日から相続登記が義務化された。それに対応するため、相続セミナー等の大人の租税教室を開催して納税意識の向上を図っていく必要がある。</p> <p>④ 物品税・相続税・配当等の二重課税の是正を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品税・・・ガソリン、酒、たばこ等の販売価格には物品税が含まれており、その価格にさらに消費税が課せられる。</li> <li>・ 相続税・・・過去に所得税を課せられた相続財産に、更に相</li> </ul>

		<p>続税を課せられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 配当・・・電子取引の拡大により印紙貼付不要なものが増えて いる一方で、文書作成するものは依然として印紙の貼付が求 められ</li></ul> <p>ている。公平性の観点から廃止すべきである。</p>
--	--	--